平成２４年（フ）第２２号
高知県四万十市渡川２丁目７番15号
債務者　松本　裕美
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第２３号
高知県宿毛市桜町１番16号
債務者　松下　　誠
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第７４６号
熊本市南区幸田２丁目10番40号
債務者　岩本由美子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８５３号
熊本市南区並建町107番地３
債務者　植村　由紀
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第７３号
熊本市南区南高江２丁目９番56号　ニュー橋本203
債務者　森永　高司
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１２４号
熊本市中央区出水６丁目６番１―201号
債務者　松永　一也
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１４９号
熊本市北区植木町岩野432番地
債務者　野滿　幸二
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１６６号
熊本市東区若葉６丁目12番60号
債務者　大住はつ子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１８０号
熊本市東区小山５丁目２番53号コーポ坂田201号
債務者　下　　謙一
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１８１号
熊本市中央区九品寺３丁目10番41号
債務者　那須　敏男
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１９２号
熊本市北区高平２丁目８番１―89号
債務者　工藤久美子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１３４号
沖縄県那覇市字国場430番地１上原アパート201
債務者　城間　紫乃
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第９３号
盛岡市つつじが丘43番５―７号
債務者　関口　美光
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第９８７号
大阪市中央区西心斎橋１丁目５番12号　807
債務者　古村　　浩
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１８９号
大阪府八尾市上之島町南４丁目11番地　クリスタル通り110号
債務者　中野清太郎
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２２２号
大阪市住吉区長居東１丁目８番28号　エレホン長居東４―Ｄ号
債務者　吉冨　寛記
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２９７号
大阪市旭区清水２―３―13　山下貴志方、住民票上の住所大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町４丁257番地
債務者　北条　知史
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３１２号
大阪市北区中崎１丁目10番12―202号、事業所所在地大阪市北区天神橋５丁目４―９
債務者　なごみこと　牛島　　猛
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部